

第一次世界大戦期の輸出促進策 —産業の自治と政府の役割—

高 橋 周

はじめに

本稿の課題と視角

近代日本の工業化において、大工場だけでなく、小規模の工業も発展を遂げていた。しかし小規模工場での生産は肯定的に評価されてはおらず、むしろその規模の小ささから来る問題点が指摘されていた。本稿は、そのような小規模工場への政策についての政府官僚の見解に焦点をあて、政府による認識の解明を課題としている。とくに本稿では、政府と産業の関係を重視し、1916年に行われた重要物産同業組合法の改正審議を具体的な分析の対象としている。

この法律は、1900年に制定され、特定の地域で同じ品物を扱う業者の同業組合結成を促し、その同業組合の検査によって、不良品の発生を防ごうとするものであった。1916年の改正は、①組合員以外からの役員選出、②検査員や役員の官選、③不正の厳罰化、④検査員の身分、⑤組合の業務や監督、という5つの点についての規定を盛り込むものであった¹。このうち②に注意しなければなるまい。これは、民間の組織である同業組合に政府が深く関与することを可能にする条項である。そのためこの改正は、民間の経済活動と政府の関係を考える上で重要なものであろう。

経済活動に関する法律制定における政府官僚の認識については、これまであまり顧みられておらず、彼らの認識と経済上の現実の関連について、十分な整理は行われていない。しかし現実の経済活動は法律や制度の制約を受けており、それらの制定に深く関与した官僚の認識を無視することはできまい。法律や制度の制定は、彼らが認識した現実経済の問題点とその解決策が基となっていたはずである。したがって、官僚の認識と現実経済の間には、法律や制度の制定過程に官僚の現実認識が現れ、その認識が法律や制度を通して経済活動を左右するという、双方向の連関が存在するであろう。もちろん、官僚の認識が必ずしも現実の経済を正しく反映していたとは限らない。そこには誤謬が少なからずあるかもしれない。経済活動の現場から離れていることによる理解不足もあろうし、同時代人であるがゆえに見落としてしまう部分もあろう。しかし、仮に誤りがあろうとも、その認識によって作られた法律や制度の下で、経済活動は行われるのである。

ところで、1916年の重要物産同業組合法の改正自体は、これまでの研究の中でもいくつか触れられている。そこでは、政府の産業への関与がしだいに強まっていく第二次世界大戦までの流れを分析しており²、改正の過程については、あまり詳細には検討されていない³。これに対し本稿では、その後の展開との関係を直接論じるのではなく、この改正の時点での、政府（の官僚）の考えに関心を持っている。この改正の時点で、小規模の輸出品製造業に対して、政府がどのように評価し何をすべきと考えていたのかを、政府官僚の言葉から検討するのである。

審議の概略

審議の中身に入る前に、ここでは1916年の重要物産同業組合法の改正について概観しておく。この改正は、同業組合や、その集合体である同業組合連合会が行う検査の強化を目的としていた。これを河野広中農商務大臣による提出目的の説明に見てみよう。改正案の審議にしたがい、貴族院、衆議院の順で挙げると、次のようなものであった。

史料1⁴

……今次欧洲ノ戦乱ニ際シマシテ、吾ガ輸出貿易ハ頗ル良影響ヲ受ケマシテ、輸出品ノ増加ヲ見ルコトニ至リマシタ、斯ル場合デゴザイマスノニ粗製濫造等ノ虞モアリマス、旁々以テ此際ニ輸出品ノ検査ヲ嚴重ニ致シマシテ、粗製濫造ヲ取締リマシテ、而シテ我貿易ノ発展ヲ永遠ニ図ルノ必要ヲ感ジマシタガ為ニ、本案ヲ茲ニ提出ヲ致シマスル次第デゴザイマスル……

史料2⁵

……欧洲ノ戦乱ニ際シマシテ我ガ輸出貿易上ニ対シマシテ好影響ヲ受ケテ、輸出ガ甚ダ増加ヲ致シマシタノデアリマス、此際ニ於テ輸出品ニ対シテ検査ヲ嚴重ニ致シマシテ、サウシテ此粗製濫造ノ取締ヲ致シマセヌケレバナリマセヌト存ジマス、此粗製濫造ノ取締ヲ致シマシテ、サウシテ我ガ輸出貿易ニ対シマシテ所謂永遠ノ計ヲ立ツルノ必要ヲ感ジマシタノデアリマシテ、茲ニ此改正案ヲ提出致シタ次第デアリマス……

「欧洲ノ戦乱」つまり第一次世界大戦が、この改正案提出の契機であった。第一次世界大戦でヨーロッパ諸国による輸出や輸送が減少し、日本製品が多く輸出された。しかし当時の日本品には粗製濫造との批判があり、これを解決できなければ、輸出の増加は一時的な現象に終わると考えられた。そこで、検査を強化して粗製濫造を無くし、日本の輸出の発展を「永遠ニ図」る「永遠ノ計」がこの改正案であった。

表 重要物産同業組合法改正案審議経過

1916年2月17日	政府が貴族院に提出
19日	貴族院委員会審議
21日	貴族院委員会可決
23日	貴族院本会議可決
24日	貴族院より衆議院へ送付
25日	衆議院委員会可決
26日	衆議院本会議可決

このような目的のために作成された改正案は、表の日程で帝国議会を通過し成立した。政府が提出して両院で審議、可決されるまでが10日間であり、このうち日曜日が1日あるので、実質的には

9日間での通過であった。その後、5月4日の勅令で施行日が7月1日に決まり⁶、5月29日の農商務省告示によって、検査員や役員の官選が可能となる重要輸出品46品目が指定された⁷。

この審議の中で、本稿では岡実（1873～1939年）という一人の官僚の発言を中心に論じていく。岡は、当時農商務省の商工局長であり、この審議では、政府委員として貴族院と衆議院の委員会での国会議員からの質問に答えた人物である。したがって、彼の言うところは、政府の見解と考えて大過ないであろう。この岡がいかなる人物であるのか、簡単に述べておこう⁸。

岡実は、1898年に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業し、政府の役人となった。法制局参事官を経て、1901年に農商務省参事官、1910年には同省工務局長となり、翌年に成立した工場法の制定に尽力した。1912年に商務局長を兼ね、その翌年には商工局長となって、重要物産同業組合法が改正された1916年を迎えている。なお、本稿の対象期間の後では、1918年に官吏を辞め、その後は新聞界に転じて大阪毎日新聞の会長などを務めている。

貴族院と衆議院の委員会では、岡に対して多くの質問を浴びせた議員が1人ずついた。貴族院では藤田四郎（1861～1934年）であり、衆議院では友常毅三郎（1862～1938年）であった。藤田四郎は、1901年に勅選により貴族院議員となっていたが、それ以前にあっては農商務省の官僚であった。特許局長、農務局長、農商務次官、農商務省総務局長を歴任した、岡の先輩にあたる人物である⁹。友常毅三郎は、立憲政友会に所属する栃木県選出の衆議院議員であるとともに、神戸を中心に活躍した実業家であった。様々な企業の経営に携わっていたが、1915年の『衆議院要覧』によれば、その肩書きは「貿易商」であった¹⁰。藤田と友常の2人は、重要物産同業組合法の改正という議題に対して、その事情に通じた適任の委員だったと言えよう。

第1節 貴族院の審議

審議の順番に従い、貴族院からその内容を見ていこう。先にも述べたように、貴族院には2月17日に政府から法案が提出され、19日と21日に委員会が開かれている。もっとも21日の審議は、19日に先延ばし¹¹となった質疑と採決が行われたもので、本稿が注目する点の多くは19日の委員会で展開されている。以下では、まずこの19日の委員会における藤田の批判から検証してみたい¹²。

藤田の批判

藤田は委員会の口火を切って河野農商務大臣に法案提出の説明を求めた。これに応じて河野大臣は、粗製濫造が問題で「之ヲ取締ラウト致シマスレバ他ニ良法モゴザイマセヌ」とし、「将来貿易拡張ノ場合ニ当ツテ、一二此粗製濫造ノ途ヲ防グト云フノガ、是ガ大主眼デアリマス」と、本会議での説明と同様の見解を述べている¹³。この説明を受けて、藤田による質問が始まっている。藤田の質問のうち、本稿では以下の3つの発言に注目したい。

史料 3¹⁴

……一応御尤モノ事柄ト思ヒマスルガ、今實際ニ於キマシテ此規則ニアリマスル所ニ少シツツ手数ガ面倒ニナルヤウナコト……粗製濫造ノ弊ヲ防グト云フコトハ必要デゴザイマセウガ、此拡張時代ニ余リ嚴重ナコトニシテ置クト一方ニハ発達ヲ鈍ラスト云フ傾モアル、ソレハ、厳正ナモノヲ出スニ越シタコトハナイデアリマセウガ、ソレガ為ニ其発達ニ妨ゲヲ為スト云フコトモ事實デアラウト思ヒマス……貿易ノヤウナモノハ法律ノ不備ノ所ガ却ッテ旨味ガアルコトデアリマス、其時ニハ地方ノ有力者ナリ県庁ナリ農商務ノ官吏ノ方ガ調和シテ是ガ行クコトニナルノガ必要デアアルマイカト思ヒマス……

史料 4¹⁵

……検査規定ナドヲ余リ嚴重ニシマスル其結果ト云フモノハ、貿易ト云フ押シ均シタ仕事ノ上ニハ宜イガ、発達サセル上ニ往々差支ヲ生ズル、例ハバ斯ウ云フ發明ヲシタ、斯ウ云フ方法ニ依ッテ之ヲ織ルトカ、或ハ斯ウ云フ方法ニ依ッテ練ルトカ云ッテモ、是ハ規則ニ無イカラ許サナイ、ソレヲヤッテ貰フニ二年三年運動シナケレバ許サナイ、所ガ巧ク取付ケナイトノ仕事ニ達セナイト云フコトガアル、ソレハ已ムヲ得ヌコトデアリマセウガ、余リ此事柄ヲ嚴重ニスルトサウ云フコトガ起ルモノデハナイカ……

史料 5¹⁶

……ドンナ品物デ売リマシテ、アレハ良カッタカラ又買フト云フコトハ稀ニハ言ヒマスケレドモ、マア大抵サウ言ハヌモノデアッテ、必ズ何カ苦情ヲ付ケテ買フト云フハ是ハ商売ノ原則デアル……余ホド此運用ノ上ニ於キマシテハ注意ヲ要スルコトデアッテ、例ハバ地方ニ於テモ熱心ナ人カラ言ヘバ是デハマダ足ラナイカラ、モウ少シ嚴重ニ検査シナケレバナラヌゾト言フ人モアルデセウ、又外国カラモ苦情モ言ッテ来ルデセウ、併シ言ッテ来タカラト云ッテ直グ其通りヤッタラ、算盤ガ取レナクナッテ仕舞フカラ、遂ニハ沢山出サヌト云フコトニナッテ仕舞フト云フコトハ免レヌコトデゴザイマスカラ、是ハ余程運用ノ上ニ於キマシテハ御注意ナサレヌト、県ノ検査ニナッテ行ケバ統一ガ出来テ弊害モ少クナルデアラウト思ヒマスケレドモ、其為ニ果シテ品物ノ輸出ガ殖ヘタカドウカ……

史料 3 は、河野大臣の説明に続いてなされたものである。まず改正の趣旨には「一応御尤モ」として同意する姿勢をみせている。しかし同時に、理屈としてはともかく、実際の運用という点では「手数ガ面倒」なことを指摘している。そして検査を厳しくする政策は、輸出の拡張を鈍らせ妨げるのではないかと危惧している。これは河野大臣の説明とは逆の結果である。河野大臣は、検査の強化が製品の品質が高め、輸出市場での評価を好転させて、拡大した輸出の定着やさらなる発展に繋がるとしていた。これに対し藤田が懸念しているのは、検査の強化による弊害の発生であった。史料 3 の後段にあるように、厳格な規則が無いくらいの方が、むしろ貿易の発展には適しているというのが藤田の見方であった。

史料4は、技術の革新への弊害を指摘している。検査の規定を厳しくすると、その製造方法についても対象となろう。そのため、新しい技術を用いて製造した物は従来の規定に合わず、技術革新を活かせないというのである。史料5は、検査の厳格化に伴うコストの増加を問題にしている。そもそも、苦情をつけるのは、「商売ノ原則」であり、これに全て対応しては「算盤ガ取レナクナツテ仕舞フ」こともあり、検査を強化したことで、果たして政府が目論むように輸出が増えるのかという点に疑問を呈している。

このように、藤田は検査強化の否定的な側面について指摘している。これに対する岡の反論を次に見ていこう。

岡の反論

岡は、藤田による最初の質問に対する回答の中で次のように語っている。

史料6¹⁷

……要スルニ同業組合ノ目的タル粗製濫造ヲ防グ所ノ検査員ナルモノノ活動ガ、従来法律ガ予期シテ居ルガ如キ働ガ出来ナイノデアリマス、此検査員ヲ段々調べテ見マスルト、検査員ノ人選ガ其当ヲ得テ居ラヌ、仮リニ適當ノ検査員ヲ人選致シマシテモ、有力ナル組合員ノ製作シタ商品ニ付テ忌憚ナキ判断ヲ下ダス場合ニハ其検査員ハ有力ナル組合員ノ排斥スル所トナツテ、其職ヲ保ツコトガ出来ナイト云フガ如キ結果ガ現ハレルノデアリマス……主義ト致シマシテ産業上ノ秩序ヲ維持シ、粗製濫造ヲ防グト云フガ如キコトハ官憲ノ干渉ヲ出来得ルダケ避ケ、自治団体タル同業組合ノ作用ニ依ツテ検査ヲ励行シタイト存ジテ居ル次第デアリマス、然ルニ先ホド申シマシタ如ク同業組合ノ施設ハ概シテ振ハヌノデアリマスカラ、如何ナル法制ヲ設ケテソレ等ノコトヲ防止スベキヤ、三四年前ヨリ致シマシテ地方長官ノ意見ヲ問ヒ、商業会議所ノ答申ヲナサシメ、或は曾テ設ケラレテアッタ生産調査会ノ意見ヲ徴シ、各種ノ研究ヲ重ネマシタノデアリマス、其結果トシテ彼ノ案ニ現レテ居リマスノガ其重ナル条項中最モ緊切ト認メタコトヲ書イテ提出致シマシタ次第デアリマス……

まず、なぜこれまでの重要物産同業組合法では十分でないのかについて論じられている。これによれば、この改正が、公正で公平な検査を実施するためのものであったことが判る。これまで、同業組合の中で有力者の製造物に厳密な検査が実施できず、同法の期待した成果を挙げられていないと言うのであった。

この回答の後段では、当該政策の実施に当たっての基本的な考えが明示されている。それは、「産業上ノ秩序」を保ち「官憲ノ干渉ヲ出来得ルダケ避ケ」て、「自治団体」である同業組合の力で粗製濫造を排除するというものであった。しかし、従来の重要物産同業組合法では十分な効果を得られないため、官民の意見を聞いて作り上げたのがこの改正案だったのである。

政府の関与と同業組合の自治について、同じ審議の他の部分で岡は次のようにも述べている。

史料7¹⁸

……矢張り其自治ニ委セテアルト云フ以上ハ、原則トシテハ同業組合ハ検査員ヲ自ラ任命スル、農商務大臣ハ其認可ダケヲ与ヘル、其程度ニ止メテ置ク、組合自ラガドウカ行政庁ノ方カラ選任ヲナスッテ下サイト云フ時ニハ、自治機能ヲ侵害スルコトハナクシテ目的ヲ達スルコトデアラウ、唯ダ必要ト云フ場合ニハ已ムヲ得ズ農商務大臣ハ検査員ノ選任ヲ為スト云フ、先ヅ是位デ、自治権ヲ重ジテ、検査ノ独立ヲ重ジテ、其中庸ヲ得タ所デハアルマイカト考ヘテ居ルノデアリマス…

この史料7では、検査員の官選における政府と同業組合の関係を述べている。ここで「原則」としているのは、同業組合が検査員を選び、政府はこれを認可するだけというものである。政府が検査員を選ぶのは、同業組合から依頼された場合に「已ムヲ得ズ」行うのであった。政府は同業組合の「自治権」を認め、「検査ノ独立」を重視するという姿勢をとったのである。

ところで、藤田の批判、つまり検査強化がむしろ輸出の阻害要因になるという指摘に、岡はどのように答えたのだろうか。そこには、検査の必要性に対する両者の認識のちがいがあった。岡は、検査強化を必要となる理由を次のように述べている。

史料8¹⁹

……代価相当ノモノヲ拵ヘサヘスレバ宜イ、是ガ第一ノ原則、所ガ代価相当ノモノデナイ、不正当ノ悪ルイモノヲ拵ヘテ良イモノニ見セルト云フコトガ常ニ行ハレテ居ルコトデアリマス、故ニ品物ニ依リマシテハ之ヲ相当ニ区別サセテ、是ハ余リ長持ガシナイモノデアルト云フイコトヲ表明サセテ差支ナイト存ジテ居リマス、不良ナル品物ヲ海外市場ニ出スベカラズト云フコトヲ信ジテ買ウニ拘ラズ、意外ニモ忽チニシテ破壊サレル、忽チニシテ色ガ変ルト云フコトガアル、ソレヲ先ヅ防ギタイト云フ主義デアリマス……

ここには、この改正で改善すべき輸出品の状況が示されている。「不正当ノ悪ルイモノ」「不良ナル品物」が輸出されていると岡は理解していた。これは、藤田の理解と若干の相違がある。藤田は、輸出品がある程度商品として通用することを前提に話を進めているのに対し、岡は商品としての体をなさない物があり、これを取り締まらなければならないと考えている。つまり両者では、対処しなければならない問題に対する理解が異なっていたのである。もっとも、技術革新と検査強化の関係については、岡も改正の問題点を認識していた。

史料9²⁰

……余リ嚴重ナル取締ヲ行フコトハ却ッテ新シキ製造方法等ニ付テ制限ヲ設ケル、従ッテ発達ヲ害スルト云フヤウナコトハナイカト云フ御懸念デゴザイマシタガ、従来此ノ如キ弊害ガアッタ事実モ認メテ居リマス、併ナガラ余リ窮屈ナコトヲ組合ノ幹部ガ見マス、新進ノ人ヲ抑ユルトイフ如キ場合ニ至ッテハ、其間ニ立ッテ充分居中調停ノ安排ヲ致シマシテ、成ルベク新シイモノハ

之ヲ認メテ、其代り新シイモノヲ拵ヘル場合ニハ其新シイ方法ニ依ツタモノデアルト云フ丈ケノ記シ…徽章ヲ附ケサシテ、サウシテ在来ノモノト区別スルト云フ方法ヲ執ラシメテ居ル例ガゴザイマス……

新しい商品に対しては、その従来品との違いを明示することで対応しようというのである。技術革新などを阻害するという理由で検査強化を断念することはなかったのであった。

以上のような討議を19日の委員会を行ったのであるが、21日の委員会採決に際しても、藤田から次のような「注文」が出ていた。

史料10²¹

……此同業組合ノ運用ニ付キマシテハ余程政府ニ於テ御注意ヲナサラナケレバナラヌコトト存ジマス、無論御注意アルヤウニ承ツテ居リマスガ、大体此営業ニ対スルコトデゴザイマスカラ、自治ヲ基礎トシナケレバナラヌコトデアリマス、其自治ヲ基礎ト致シマシタ上ニ於テ尚所謂平タク申セバ威カシノ文句ト云フヤウナモノモ幾何カ茲ニ含ンデ居ラナケレバナラヌト思ヒマス、必シモ其法文ニアル所ノ利器ヲ屢々行ハレル云フ場合ニハ弊害ヲ起ス原因デアラウト思ヒマスカラ、ドウカ之ニ付テハ此法文ニアル所ノ権能ヲ、萬能力ヲ振ハレルコトハ余程御慎ミナスッテ、成ルベクハ自治ニ任カシテ、サウシテソレヲ誘導開掖ヲスルト云フコトヲ主トシテナサッテ、尚ホ已ヲ得ナイ場合ニハ此法文ニ依ッテヤルト云フヤウナ御趣意ヲ以テ、此法ヲ御実行アラムコトヲ希望シマス……

改正される法律の運用について、あくまでも産業の「自治ヲ基礎」とし、政府の関与はできるだけ抑えることを、藤田は委員会通過に際して求めている。改正された重要物産同業組合法の効果として藤田が期待しているのは、実際に政府が関与するのではなく、むしろ政府の関与が可能となったことによって、同業組合自身で検査を強化して粗製濫造問題を解決するという図式であったと言える。

藤田が委員会の最後でつけたこの「注文」に対して、他の委員も「今藤田君ノ述ベラレタヤウナ意味デ賛成ヲ致シマス」「今ノ藤田君ノ御説通りデス」というように述べ、この「注文」を踏まえた上で、改正案に賛成したのである²²。それでは岡は藤田の「注文」にどう対応したのであろうか。委員会の議事録には、その記録は残っていない。しかし、委員会通過後の貴族院本会議で、前田正名は委員長報告として「此法案ハ他ノ法案ト違ヒマシテ、委員諸君ヨリ政府委員ニ対シテ、今後ノ監督上尚ホ検査上ニ十分ノ注意ヲ注文ヲシマシテ、政府モ能ク之ヲ了解セラレ、大多数ヲ以テ可決シマシタ」と述べている。岡をはじめとする政府も、この「注文」を「了解」していたのであった。

第2節 衆議院の審議

2月23日に貴族院の本会議を通過した改正案は、翌24日から衆議院で審議された。衆議院での委員会審議は25日の1日間だけだったが、それは議論の乏しさを意味していない。むしろ、貴族院の委員会よりも厳しい反対意見が展開されていた。反対意見を述べたのは、友常毅三郎という議員であった。友常は、この改正案が課題とする粗製濫造を起こしていた商品について「私自ラ此衝ニ三十年以上当ッテ居リマス品物モ大分アリマス」²³とやっているように、貿易商として、この問題の当事者たる人物であった。その友常の反対意見と、これに対する反論を本節では見ていく。

友常の批判

貴族院の場合と同様に、最初に河野大臣による説明があり、その後、具体的な議論に入っている。河野大臣の説明の直後に発言したのが友常であった。はじめに3度ほど、何が粗製濫造なのか、どのようにして粗製濫造を政府が確認したのかについて短めに質した後、次のような反対意見を述べている。

史料11²⁴

……粗製濫造ト云フコトヲ日本政府ガ之ヲ防グト云フコトニナリマスルト、取りモ直サズ日本ノ人民ハ粗製濫造ヲシテ、所謂唯今ノ御話ノ価以下ノモノヲ一外面ハ価ト同ジヤウデハアツテ、其内部ハ価以下ノ品物ヲ輸出スルト云フコトニナリマスルト、取りモ直サズ詐欺的の行為ヲ日本ノ実業家、並ニ工業家ハ取ルト云フコトヲ海外ニ知ラセルヤウナ工合ニナツテ、政府ハ日本ノ実業家並工業家ハ詐欺的の行為ヲスルモノデアルト云フコトヲ保証スルヤウナ意味ニ向フハ取ル……皆悉ク商標ガアツテ商標ヲ皆重ジテヤルコトデアツテ、一ノ顧客ヲ求メルニ対シテ二年若クハ三年ノ長日月ヲ要シテ、始メテ向フノ市場ニ是ガ現ハレルモノデアリマスカラ、非常ニ製造家モ注意シ、又輸出スル人モ注意ヲスルヤウナ話ニナツテ居リマス……成程多勢中デアルカラ僅カナ奸商ハ或ハ粗製濫造ヲスル者モアリマスガ、ソレハ僅カデアツテ、将来ニ於テハサウ云フ輸出業者ハ断ジテ相手ニシナイ有様デアル……

ここに、友常が改正案に反対する2つの理由が示されている。まず1つは、この改正自体が、日本の工業の悪い評判を広めてしまうということである。岡が述べる粗製濫造とは、外面だけを取り繕って高い価格をつけたにもかかわらず、その実質が伴っていない商品の製造であると友常は理解した²⁵。そして、そのような行為は「詐欺的の行為」であり、この改正は、「日本ノ実業家並工業家ハ詐欺的の行為ヲスル」ことを政府が「保証」するようなものと友常にはうつっていた。日本の工業は、まだまだ不十分で欠陥品があり、そのために政府が検査に乗り出さないとならない、そんなレベルにあるという印象を諸外国に与えるというのである。

友常が反対する理由のもう1つは、この時点の日本の輸出工業では、すでに商品ごとに商標（ブ

ランド) が確立しており、粗製濫造を起こす製造者は、いずれ消えていくということであった。この点について、次の史料12で、より明確に述べている。

史料12²⁶

……自然淘汰ト云フコトガアリマシテ、悪イ所ノモノハ悪イコトヲヤル工業ハ自然ト注文ガ無クナッテ来テ、善イ所即チ正直ニヤッテ居ル所ノモノハ自然ト発達シテ行ク……今マデ粗製濫造ニ対シテ刑罰ヲ与ヘルト云フ法律ハ此十年前マデハ必要デアッタガ、今日ハ其時ニ此法律ガアツテモ、此法律ヲ今ハ不必要ダカラ廃シテ然ルベキデアルノニ……

友常は「自然淘汰」を念頭に置き、粗悪品を作る業者は「自然淘汰」により消えていくとしている。逆に、「正直」に良い品を提供している業者は「自然ト発達」すると考えていた。そしてこの審議での改正が求めているような検査が強化され、罰則も強化された法律は、「十年前マデハ必要」であっても「今ハ不必要」であるとしている。これは、粗製濫造の粗悪品がたくさん輸出されているという、この改正案の前提となっている政府の現状認識を否定するものであった。

友常は、この改正自体を完全に否定していると言ってよかろう。この改正案が課題としている粗製濫造が、もはや問題にはなっておらず、仮に粗製濫造があったとしても、そのような業者は自然に淘汰されていくのであり、この法改正は不必要である。そればかりか、この改正は日本製品に対する疑念をいたずらに抱かせるもので、むしろ悪影響が出るというのが友常の主張であった。

岡の反論

友常の指摘に対し、岡はどのように考えていたのだろうか。史料11の友常による質問に対して、岡は次のように答えている。

史料13²⁷

……我国ノ輸出品中大工場デ出来マスル分ハ、右申スガ如ク工場ガ自ラ看板ヲ重ンズル結果、例ヘバ今日我国ノ紡績糸ニシテモ、或ハ紡績綿布ニシテモ、決シテ彼等ガ称シテ以テ喰セ物ト云フ如キモノハ断ジテ出テ居ラヌノデアリマス……是等ノ大工業ニナリマス工場ガ海外ニ能ク知ラレテ居ル、其結果工場自身ガ粗末ナモノハ拵ヘナイ、自治的取締ガ出来テ居ルノデアリマスガ、其他ノ工場ニナリマス工場ト云フモノハ商人ノ後口ニ隠レテシマッテ居ル……其結果自己ノ工場ノ名誉ヲ重ンズルト云フ念ガ大工場ヨリモ比較的低イノデアリマス、故ニ斯ウ云フ廉イ値段デハ余程粗末ナモノシカ拵ヘルコトガ出来ナイ、サウ云フモノヲ拵ヘテ海外ニ出シテハ為ニナルマイト、斯ク工場主ガ考ヘル場合ト雖モ、自分ガ其注文ヲ取ラナケレバ他ノ人が取ッテシマフノデアルカラ、已ムヲ得ズ斯ウ云フモノヲ出シテハ、他日此品物ハ必ズ売レナクナルト思ヒツ、モ、尚注文ヲ取ッテ甚ダ粗末ナ品物ヲ余儀ナク拵ヘルト云フヤウナ事情ガ多イノデゴザイマス……組合ノ検査ガ発達シテ来レバ……恰モ煉瓦造ノ大工場ニ注文ヲ発スルガ如クト全く同ジヤウナ

状態ニ於テ、多数ノ小工場デ造ルモノヲ組合ガ統一スルコトニナルト、組合ノ検査員ナルモノハ大工場ニ於ケル検査課ト同ジ作用ヲ為ス、即チ組合地区ト云フモノヲ之ヲツノ大工場ト云フモノニ変化セシムルコトガ出来ル……其組合ノ検査ト云フモノハ果シテ励行サレテ居ッテ、少シモソレニ間違ガナイト云フコトニナレバ、追々ト其品物が多数海外ニ出得ルト云フコトニナッテ来ル……所ガ其検査ナルモノガ果シテ行ハレテ居ルガ……其検査ナルモノハ果シテ検査ラシイ検査ヲシテ居ルカ、其検査ハ同業組合ノ定款ニ書イテアル如キ規約通りノ検査ヲヤッテ居ルカドウカ、其処マデ政府ノ責任アル言明ヲ聞カウト云フコトニナッテ参リマス、吾々共ハ其通りデゴザイマス云フコトヲ断ジテ答ヘルコトガ出来ナイノデアリマス……主トシテ検査ノ独立ヲ図ルト云フコトガ今回ノ改正ノ目的デゴザイマス、ソレデ此同業組合法ノ改正ノ目的ハ、我国ノ品物ヲ統一セシメ、サウシテ価ニ相当スル品物ヲ海外ニ出スヤウニスル、サウシテ其事ヲ生産地デモッテ固メテスル、斯ウ云フコトヲ主眼ト致シテ居ルノデゴザイマス、若シ此事ガ立派ニ出来ル以上ハ海外市場ニ於テモ日本ノ品物ハ大變取扱ヒ易クナル……

まずこの前半で、友常が粗製濫造を過去の問題としている点について反論している。これによれば、確かに大工場では商標も確立しており、すでに粗悪品の製造は行われなくなっているが、小規模の工場では、まだまだ粗製濫造は残っているというのである。大工場では内部の検査で粗悪品を排除しているが、小工場では輸出競争の激化で安価での受注が起り、コスト削減の必要から十分でない質の製品の製造に繋がっている。これが粗製濫造の構造であり、小工場の現実であるというのが岡の認識であった。

この小規模工場の粗製濫造を是正するにはどうすれば良いか。その解決策が、同業組合による検査であった。岡は、同業組合を1つの工場とみなし、大工場の内部検査と同様に、同業組合でも厳格な検査を行えば良いとしている。そして、現状として、この検査に問題があり、その不正を無くすために、この法改正が必要だとしているのであった。

もう1つの友常が反対する理由、つまり海外市場での日本工業の評判という問題についてはどうだろうか。岡は、これについて友常とは違う考えをしていた。それが、この史料13の後半部分に現れている。すなわち、この「改正ノ目的」として、「我国ノ品物ヲ統一」することによって、「海外市場ニ於テモ日本ノ品物ハ大變取扱ヒ易クナル」ことを挙げていた。このような海外市場での日本品のあり様ということでは、岡は次のようにも述べている。

史料14²⁸

……小イ工場ニ於テ手工業デヤッテ居ル資本モ薄弱ナルモノガ同業者互ニ相戒メ、一定ノモノデナケレバ造ラヌト云フ結合ヲ完全ニシナケレバ、其品物ガ一カラ十マデ日本ノ莫大小ガ必ズ宜イ、日本ノ時計ハ必ズ丈夫ナモノデアルト云フ、日本ノ品物ノ声位^{ソウイ}ヲ高メルコトハ出来ナイ、何処其処ノ莫大小ハ良イ、何処其処ノ時計ハ良イト云フコトハアリマセウケレドモ、日本ノ製品トシテ声価ヲ発揚スルコトハ到底出来ヌト思フ、是ガ大資本デ機械的ニ出来テ居ル工業デアレバ宜イガ、今日ノ日本ノ工業ハ小ナモノガ連合シテ良イモノヲ造ルヤウニシナケレバナラヌ必要ガアルト認

メテ居リマス……

ここで、日本の工業について「小ナモノガ連合シテ良イモノヲ造ルヤウニシナケレバナラヌ」としているが、それは「日本ノ製品トシテ声価ヲ発揚スル」ためであった。岡が「日本品」全体としての評価向上を問題にしていたことに注目せねばなるまい。つまり、1つ1つの製品ではなく、メリヤスならメリヤス、時計なら時計で、日本製のもの全体の評価を落とすことが無いようにすべきだとしているのである。逆に言えば、粗製濫造による不良品は、その品物、あるいは、その製造業者だけの評価ではなく、日本製品、ひいては日本の工業全体の評価にもかかわると考えていた。そのために、検査の強化が必要であり、この改正を行おうとしていたのである。

岡のこのような説明によっても、友常を納得させることはできず、委員会では最後まで反対を貫いていた。しかし、友常に賛同する委員はなく、委員会自体は賛成多数でこの改正案を可決した。ただ、もう一度、友常と岡がそれぞれの見解を展開する場面が、26日の本会議であった。委員長報告の後に友常が登壇して反対意見を述べている。基本的には委員会での発言内容の繰り返しで、日本でも「商業道德」が先進国のように発達し、もはや問題は無くなっているとしている。これに続いて岡が登壇し、やはり小工場にはまだ問題が残っていることを述べた²⁹。

このような衆議院での審議の中に、両者の粗製濫造と自然淘汰への見方の違いがあるように思われる。つまり、政府の関与ではなく、市場の機能によって粗製濫造を行う業者は淘汰されると考える友常と、十分には淘汰されず、政府の関与も可能な検査強化を必要とする岡の違いである。友常の場合、その時々で粗悪品を作る業者は出てくるであろうが、それは長期的には成り立たないと考えていた。それに対して岡は、そのような業者がたとえ一時的にであれ登場することは、「日本品」の「声価」にとってマイナスであり、これを高めるには、厳重な検査が必要であると考えていたのであった。

おわりに

重要物産同業組合法は、以上のような議論を経て無事に改正された。この議論での岡の見解から判ることを提示して本稿を終えたい。

まず、産業の自治が議論の前提となっていたことが挙げられる。このことには2つのケースが考えられる。1つは、文字どおり政府が産業政策を行う上で産業の自治を前提にすべきだと考えていたというもので、もう1つは、その本心はともかく、産業の自治を当然とするのが一般的な認識だと政府が理解していた場合である。後者であれば、この改正案を通すための戦術として、産業の自治を掲げていたということになる。そのいずれにせよ、産業の自治を疎かにして政府の関与を深めることは難しかったと考えて良からう。

しかし同時に、産業の自治が前提になってはいたものの、この改正審議では、自治の限界こそ改正の背景にある政府の認識だったとも言える。河野大臣が審議の最初で説明したように、この改正

は、第一次世界大戦によって増した輸出を定着させる政策であった。そこでは、即効性が必要であった。第一次世界大戦という好機を掴まなければならず、それには時間のかかる方法は許されない。粗製濫造を自然淘汰にまかせていては、折角のチャンスを逃してしまう。第一次世界大戦はいずれ終わるはずで、それに間に合うよう、すぐに成果をあげるには、政府が何らかの手立てを行う必要があると考えられたのであろう。また、日本には大工場がまだ少なく、資本力の乏しく機械化の進んでいない小さな工場の製品も多く輸出されているという構造的問題の克服も重要な問題であった。政府は、この規模の問題に対し、これを変えるのではなく、小工場の存在を所与のものとして、不良品の問題を解決しようとしたのである。そして粗製濫造の問題は、このように日本の輸出工業の構造的な問題であり、それは友常が言う明治以来の「商業道徳」の改善では解決されてはならず、依然として残っていると考えられていた。これを乗り越えるために、政府の強制力がチラつくような法改正が必要とされたのであろう。

産業の自治は、この改正案の審議の中で、前提とされていると同時に、その限界も感じられていた。このやや反するような認識を調和させる形で、政府は政策を実施していったのである。この改正に際する政府の志向を評価するには、産業の自治という原則と、その限界を見据えた上での新たな仕組みの構築という政府の役割の、その両方を見落とすことはできないのである。

- 1 岡實「重要物産同業組合制度ヲ論ズ」『国家学会雑誌』30巻6号、1916年、20～21頁。
- 2 たとえば、由井常彦『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社、1964年；正田健一郎「明治前期における政治と経済 一地方産業改良運動を中心に」『早稲田政治経済学雑誌』214号、1968年；藤田貞一郎『近代日本同業組合史論』清文堂、1995年；白戸伸一『近代流通組織化政策の史的展開 一埼玉における産地織物業の同業組合・産業組合分析一』日本経済評論社、2004年。
- 3 ほとんど唯一の例外として、竹内庵「大正5年・重要物産同業組合法の改正と経済調査会」『四国女子大学紀要』第10巻第2号、1991年、を挙げるができる。ただし、同論文も、審議の概要を示すにとどまっており、本稿のように審議における議論を分析するものではない。
- 4 「第三十七回帝国議会貴族院議事速記録第十二号」『官報号外』1916年2月19日。
- 5 「第三十七回帝国議会衆議院議事速記録第三十二号」『官報号外』1916年2月25日。
- 6 『官報』1916年5月5日。
- 7 『法令全書』大正5年、698頁。46品目とは、生糸、絹屑物、羽二重薄絹及絁絹、琥珀及甲斐絹、縮緬、繻子、白木綿、広幅綿布、綿縮、浴巾、帯子、絹製品、刺繍糸抜又ハ絁リタル布帛製品、メリヤス製品、真田、花筵、燐寸、木蠟、売葉、帽子、貝鈕釦、陶磁器、硝子製品、金属製品、檜材、箱板、傘柄、竹製品、漆器、時計、洋傘、翫具、紙、ブラッシュ、石鹼、椎茸、柑橘、苹果、豌豆、落花生豆、薄荷、魚介缶詰、昆布、鰯、貝柱、寒天である。
- 8 以下、岡実の経歴については、『日本歴史大辞典1』小学館、2000年、495頁。
- 9 『貴族院要覧 乙』1915年11月増訂、439頁。
- 10 衆議院事務局『衆議院要覧 下巻』1915年、155頁。
- 11 19日の審議で水産局長への質問があったが、水産局長が出席していなかったために、21日に先延ばしとなっていた（「第三十七回帝国議会貴族院 重要物産同業組合法中改正法律案特別委員会議事速記録第一号」『帝国議会貴族院委員会議事速記録5』臨川書店、1982年、413頁）。
- 12 この委員会の委員長は前田正名で、副委員長は岡田良平であった。兩人とも、ここで論じられている小規模製造業については詳しいと思われるが、検査強化といった本稿が関心を寄せているテーマに直接かかわるような質問は行っていない。
- 13 前掲「第三十七回帝国議会貴族院 重要物産同業組合法中改正法律案特別委員会議事速記録第一号」407頁。
- 14 同上、同頁。
- 15 同上、408頁。

- 16 同上、411頁。
- 17 同上、407～408頁。
- 18 同上、411頁。
- 19 同上、同頁。
- 20 同上、409頁。
- 21 「第三十七回帝国議会貴族院 重要物産同業組合法中改正法律案特別委員会議事速記録第二号」前掲『帝国議会貴族院委員会議事速記録5』419頁。
- 22 同上、同頁。
- 23 「第三十七回帝国議会衆議院 重要物産同業組合法中改正法律案委員会議録（筆記速記）第一回」『帝国議会衆議院委員会議録11』臨川書店、1982年、164頁。
- 24 同上、同頁。
- 25 これは貴族院での議論にあるように、まさに岡の考えであった（史料8参照）。
- 26 前掲「第三十七回帝国議会衆議院 重要物産同業組合法中改正法律案委員会議録（筆記速記）第一回」170頁。
- 27 同上、165～166頁。
- 28 同上、167頁。
- 29 「第三十七回帝国議会衆議院議事速記録第三十四号」『官報号外』1916年2月27日。